

申請書名：特定毒物研究者許可申請

概 要	特定毒物研究者の許可を受けようとする時に使用します。
申請書以外に添付する書類	<ul style="list-style-type: none"> ○申請者の履歴書 ○設備の概要図 ○医師の診断書 ○資格を証する書類 <ul style="list-style-type: none"> ・大学において、薬学、医学、化学、その他毒物劇物に関係する学科を専攻修了したことを証する書類 ただし、次により取扱うこともできる。 <ul style="list-style-type: none"> a 農業試験場等で研究を必要とする場合 <ul style="list-style-type: none"> ・農業用品目毒物劇物取扱者と同等以上の資格を証する書類 b 水質汚濁防止法、下水道法、大気汚染防止法等の規定に基づく分析研究を必要とする場合 <ul style="list-style-type: none"> ・一般毒物劇物取扱者と同等以上の資格を証する書類 ○誓約書 <ul style="list-style-type: none"> ・上記 a に該当する場合 「当該研究施設で農業関係の特定毒物の効力、薬害又は残留性等の研究にのみ従事し、これ以外の特定毒物の研究には従事しない」旨 ・上記 b に該当する場合 「特定毒物を分析研究のための標準品としてのみ使用し、それ以外の用途には用いない」旨 ○雇用関係を証する書類（辞令書の写でも可） ○申請者が委託業務を受けている場合、委託契約書の写し
注意事項	手数料は不要です。

受付窓口

所管する各総合支庁保健福祉環境部保健企画課

村山総合支庁（村山保健所）医薬事担当 山形市十日町1-6-6	TEL 023-627-1248
最上総合支庁（最上保健所）医薬事担当 新庄市金沢字大道上2034	TEL 0233-29-1257
置賜総合支庁（置賜保健所）医薬事担当 米沢市金池7-1-50	TEL 0238-22-3872
庄内総合支庁（庄内保健所）医薬事担当 三川町大字横山字袖東19-1	TEL 0235-66-4738